

第7回 契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：令和元年6月17日（月） 13：30～16：00
2. 開催場所：量研 東京事務所第1会議室
3. 出席者：
（委員会委員）青山委員、畑中委員、富岡委員、山口委員、西川委員
（対応者）財務部 鈴木部長、財務部 契約課 米川課長、総務部 竹田部長
高崎量子応用研究所 管理部 経理・契約課 小田内課長
関西光科学研究所 木津地区 管理部 経理・契約課 豊田課長
那珂核融合研究所 管理部 前田部長
六ヶ所核融合研究所 管理部 契約課 中山課長 他
（事務局）本部 監査・コンプライアンス室 黒澤室長

議題：

1. 平成30年度における事後点検について
 - (1)平成30年度下半期における随意契約の状況について
 - (2)平成30年度下半期における一者応札・応募の状況について
 - (3)平成30年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について
 - (4)平成30年度調達等合理化計画の自己評価の点検について
2. 令和元年度調達等合理化計画の点検について
3. その他
平成31年度組織改革について

配布資料：

- 資料1 第6回契約監視委員会－議事概要－
- 資料2 平成30年度量子科学技術研究開発機構下半期契約データ
- 資料3 平成30年度下半期契約（競争性のない随意契約）の状況
参考資料 平成30年度下半期における随意契約に係る規程類（抜粋）
- 資料4 平成30年度下半期契約（一者応札・応募）の状況
- 資料5 平成30年度下半期のサンプリング事後点検について
- 資料5-1 平成30年度下半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検
- 資料5-2 平成30年度下半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検
- 資料6 平成30年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画【自己評価】（案）
- 資料7 令和元年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画（案）

資料 8 平成 31 年度組織改革について

参考資料：

- 1 独立行政法人改革等に関する基本的な方針
- 2 独立行政法人の随意契約に係る事務について
- 3 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（通知）
- 4 「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」について
- 5 独立行政法人の調達に関するこれまでの閣議決定等の取扱いについて
- 6 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」について
- 7 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約監視委員会規程
- 8 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程
- 9 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計事務取扱細則
- 10 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則
- 11 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程に基づく会計担当責任者の指定及び事務の範囲を定める細則
- 12 平成 30 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画
- 13 量子科学技術研究開発機構 契約監視委員会委員名簿
- 14 随意契約及び一者応札のサンプリング抽出結果及び事後点検について

議事概要：

1. 平成 30 年度における事後点検について
 - (1) 平成 30 年度下半期における随意契約の状況について
契約課長から資料 2、資料 3 及び資料 3 参考資料に基づき、平成 30 年度下半期における随意契約の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。
 - (2) 平成 30 年度下半期における一者応札・応募の状況について
契約課長から資料 2 及び資料 4 に基づき、平成 30 年度下半期における一者応札・応募の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。
(主な議論)
 - ・委員から、前年度と比較して件数及び金額が減少した一者応札・応募案件と増加した競争性のない随意契約案件の関係性について、一者応札・応募案件を見直して競争性のない随意契約に移行したことが要因であるのか質問があり、契約課長から、随意契約については、随意契約を行って良いか規定上の要件を満たさなければならぬため、そのようなことはない旨の回答があった。また、契約課長か

ら、御指摘のような状況を考慮すると「参加者確認公募」に移行することも考えられるが、公募手続きにより契約した案件は、一者応札・応募の件数にカウントされる旨の補足説明があった。

- ・委員から、一者応札・応募の状況について、那珂研が前年度と比較して件数及び金額が大幅に減少している要因は、前年度が特殊な事情であったということであるのか質問があり、契約課長から、当該年度の予算によっても影響があるため明確な回答はできないが、年間を通しての前年度比較では、一者応札・応募案件が量研全体で 14 件減少しており、その主な要因として那珂研の減少が起因している旨の回答があった。

また、他の委員から、量研の業務の特殊性から単純に件数等だけで比較し判断をするのは難しい旨の意見があった。

(3) 平成 30 年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

事務局から資料 5、資料 5-1 及び資料 5-2 に基づき、今回の委員による抽出結果の説明があった。その後、各研究所の契約担当課から抽出された案件ごとの説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

① 競争性のない随意契約事後点検「H-MG 軸振動抑制のための分解点検調整作業: 1 式」(那珂核融合研究所)

- ・委員から、契約の進捗状況について質問があり、那珂核融合研究所から、現在納品検査・検収を終了し、支払い手続きを行っている旨の回答があった。
- ・委員から、本件のような点検保守契約は他にも多く存在すると思われるが、「研究開発に係る設備機器の更新、改修、点検保守(維持管理)等、当該設備機器の特殊性や互換性の確保のために契約相手方が一に限定される」ことを理由として随意契約をしている事案は本件 1 件しかない理由について質問があり、那珂核融合研究所から、他の事案は年度契約で上半期に契約を締結していると思われる旨、また、本事案は、12 月に偶発的な事故により早急に原因等を調査する必要があったため、このような結果となったと思われる旨の回答があった。
- ・委員から、本契約の装置は保守契約を締結しているか質問があり、那珂核融合研究所から保守契約を締結している旨、また、本件は当該保守契約の中ではカバーできない内容であった旨の回答があった。
- ・委員から、本契約の原因となった「事故停電」と「事故原因」について質問があり、那珂核融合研究所から、那珂核融合研究所とは別の電気受給者の事故対応のために電力供給者が電源を落とし、試験運転中であった本装置に影響が出た旨の回答があった。
- ・委員から、本装置の誤作動の責任は電力供給者にはないのか質問があり、那珂

核融合研究所から、電力供給者との約款等をもとに弁護士とも相談したものの、最終的には電力供給者には責任がないこととなった旨の回答があった。

- ・委員から、今回の事故を踏まえた再発防止策について質問があり、那珂核融合研究所から、何らかの原因により電力が落ちた際に、誤作動を起こさないよう今回修理を行った旨、また、今後、那珂核融合研究所が保有している装置の運転スケジュール等を電力供給者に伝えていく旨の回答があった。
- ・委員から、今回の随意契約理由について、事故に伴い運転が遅延することが許されないことから製作者と随意契約をしたのか、又は運転の遅延に関わらず、製作者でないと修理ができないことから随意契約を行ったのか質問があり、那珂核融合研究所から、本装置は特殊装置のため、製作者でないと修理できないことから同社と随意契約をした旨の回答があった。
- ・委員から、今後の対応として再発防止策は非常に大切であり、事故停電は偶発的に起こるものの、発生した際にどれだけ損傷を抑えられるのか、また、損傷が発生した際に、どこに責任があるのかを整理することが大切である旨の意見があった。

②一者応札・応募事後点検「共焦点レーザー顕微鏡の購入」（本部及び放射線医学総合研究所）

- ・委員から、一者応札のプロセスについて質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、今回応札した者以外にも数社で取扱いがあることを確認したものの、結果的に一者応札となった旨の回答があった。また、委員から、応札できない理由は、技術的な問題なのか、価格的な問題なのか質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、技術的な問題であると思われる旨の回答があった。
- ・委員から、仕様書作成前の事前調査など、仕様書作成のプロセスについて質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、要求者に確認したところ、インターネットで取扱各社の顕微鏡性能を確認し、多少改造が必要になるものの、複数社が参入可能な仕様にした旨の回答があった。
- ・委員から、契約が12月で納品が3月という入札スケジュールが厳しくて応札できなかったことはないのかとの質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、ご指摘のようなことはなかったと判断して行った旨の回答があった。
- ・委員から、応札しなかった者に対して仕様に記載されている内容のどの部分の取扱いが出来ないため応札ができなかったのか具体的に確認をしているかどうかの質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、現状はそこまで確認していない旨、また、確認することは可能なものの、メーカー等は自社が弱い部分は隠したがる傾向がある旨の回答があった。また、委員から他の独法において応札できなかった仕様内容について確認をしたところ、独法が予想していなかった回答もあったので、業者に確認をすることは大切である旨の意見があった。
- ・委員から、本件の一者応札一覧資料における理由に、「調達品が他社の製品であ

り、自社で取扱っておらず、また相当品の選定ができない」と記載されていることに対し、これは定型文なのかどうかの質問があり、契約課長から、一者応札の個々の案件ごとに類似的な理由を記載すると結果的に分かりにくい資料になってしまうため、資料には定型文のうち一番近い理由のものを選択して記載している旨の回答があった。

- ・委員から、本顕微鏡の数量について確認があり、本部・放射線医学総合研究所から、1個（式）である旨の回答があった。

③ 一者応札・応募事後点検「ECR イオンシャワー装置の購入」（高崎量子応用研究所）

- ・委員から、入札までの契約プロセスについて、応札者以外に入札説明書を取りに来た者又はコンタクトを取った者の有無について質問があり、高崎量子応用研究所から、当初代理店からコンタクトがあったものの、結果的には応札しなかった旨の回答があった。
- ・委員から、一者応札理由に「応札しても受注の見込みがないため」と記載されていることに対し、代理店に確認したのかどうかの質問があり、高崎量子応用研究所から、確認はしておらず、メーカーが直接応札したことからそのような理由にした旨の説明があった。
- ・委員から、イオンシャワー装置自体は他社でも製作しているのかとの質問があり、高崎量子応用研究所から、サイクロトロン共鳴型でなければ製作していることを確認している旨の回答があった。また、委員から、ECR（電子サイクロトロン共鳴）が含まれていることによって仕様が限定されたことから、事業を行うに当たり、ECR（電子サイクロトロン共鳴）が必要であるのか確認があり、高崎量子応用研究所から、必要である旨の回答があった。
- ・委員から、本装置は、応札者しか製作できないのかとの確認があり、高崎量子応用研究所から、製作できないと思われる旨の回答があった。

④ 一者応札・応募事後点検「高強度レーザーによるイオン価数計測用 TOF-MS システムの制作」（関西光科学研究所）

- ・委員から、仕様に受注者の工場試験を行うことが必須となった理由について質問があり、関西光科学研究所から、新しいものを製作し設置するものではなく、既存の真空槽に接続するため、一定の性能が評価されたものでないと問題になるためである旨の回答があった。
- ・委員から、契約者の業種について確認があり、関西光科学研究所からメーカーである旨の回答があった。
- ・委員から、契約書類の参考見積書に添付されている再委託先の見積書の内容について質問があり、関西光科学研究所から、一部外注に出している機器に関する見積書である旨の回答があった。
- ・委員から、今回の仕様に記載している性能試験について、性能試験を行うため

の工場を有している者が少ないことも一者応札となった要因の一つと考えられる旨の意見があった。

- ・委員から、契約者の契約実績等に関する質問があり、関西光科学研究所から、契約者は神奈川県足柄に所在する会社で、加速器関係の製作を得意としており、関西光科学研究所との間で契約実績を有する者である旨の回答があった。

⑤ 一者応札・応募事後点検「JT-60 加熱用発電設備定期点検作業：1式」（那珂核融合研究所）

- ・委員から、今回の競争性のない随意契約のサンプリング抽出案件「H-MG 軸振動抑制のための分解点検調整作業:1式」と本件との関係について質問があり、那珂核融合研究所から、同施設設備の定期点検契約である旨の回答があった。
- ・委員から、本契約期間が4月からの年度契約ではなく、11月から3月までのスポット契約である理由について質問があり、那珂核融合研究所から、実際の点検業務が約1か月程度で対応可能なため、年度の後半で契約している旨の回答があった。
- ・委員から、一者応札となっている期間について質問があり、那珂核融合研究所から、5年以上は一者応札である旨の回答があった。また、委員から、他社が入札資料を閲覧に来ることがあるのかとの質問があり、那珂核融合研究所から、本件も含め入札案件は機構のホームページに掲載をしておき、他社も閲覧しているものと思われる旨、また、その上で入札説明書の問い合わせがないのは、自社が得意としていない契約案件であることから応札してこないものと想定している旨の回答があった。
- ・委員から、同施設は同時期に停電事故が発生したにも関わらず本契約が履行できた理由について質問があり、定期点検の範囲が事故に関係した発電設備ではない箇所であったことから対応できた旨の回答があった。
- ・委員から、本契約の将来的な契約方法について、随意契約に変更して価格交渉を可能にするのか、又はこのまま一般競争契約にして間口を広げる努力を継続するのか質問があり、那珂核融合研究所から、定期点検のため業者を特定できないこと、また、那珂核融合研究所は補助金による契約が多く、額の確定等の対応があることから、このまま規程に則り、一般競争契約で対応したい旨の回答があった。

⑥ 一者応札・応募事後点検「IFMIF/EVEDA 原型加速器 RFQ 冷却水温度安定化用冷水槽等の製作」（六ヶ所核融合研究所）

- ・委員から、契約が12月中旬で、納期が3月中旬という入札スケジュールについて、業者側は現実的に対応可能なのかとの質問があり、六ヶ所核融合研究所から、本件は要求部側の伝票起票は8月であり、契約予定金額が5千万円以上のため、入札公告のプロセスにより12月契約となった旨、また、契約としては無理がない期間である旨の回答があった。

- ・委員から、本契約の入札説明書の請求者数について質問があり、六ヶ所核融合研究所から、要求部側では応札可能な業者として数社を確認していたものの、既設設備機器との取り合いの観点や冷凍機の取り合い等が影響して一者となった旨の回答があった。また、六ヶ所核融合研究所から、今後の契約方法として、那珂核融合研究所と同様に、六ヶ所核融合研究所の予算は補助金で賄われていることから、今後も競争の原理を働かせつつ、文科省の額の確定検査に説明ができる対応を今後も継続していきたい旨の意見があった。

(4) 平成 30 年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

契約課長から、資料 6 に基づき、量子科学技術研究開発機構が策定する平成 30 年度調達等合理化計画の自己評価の点検について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

- ・委員から、調達等合理化計画の実施状況に記載されている「調達の際には他の法人の調達成功事例を参考にしている。」ことに関する具体的内容について質問があり、契約課長から、約 10 年前に内閣府からの指導に基づき研究開発 8 法人が契約に関するベストプラクティクスを検討した際の成果物で、法人ごとの契約実績をまとめたデータベースである旨、また、データベースは、研究開発 8 法人において四半期ごとにデータを更新して情報を共有している旨、さらに、データベースの数は各法人約 10 件/四半期ほどである旨の回答があった。また、委員から、データベースの利用頻度について質問があり、契約課長から、各法人によって実施している研究が異なることから、購入条件が合致することは難しい旨の回答があった。さらに、委員からデータベースの閲覧権限について質問があり、契約課長から契約担当者が閲覧可能となっている旨の回答があった。
- ・委員から、調達等合理化計画の実施状況に記載されている「文部科学省が所管する国立研究開発法人において、会計検査院から不適切な予定価格が行われていたという指摘があったため」という記載内容について質問があり、契約課長から、ある法人内の別々の研究所において、同様の契約でありながら異なる積算方法で予定価格を作成していたことである旨の回答があった。また、委員から、同様の事案は量研においても発生する可能性があるかとの質問があり、契約課長から、量研は全ての研究所で統一された積算基準により予定価格を積算しているため発生しない旨の回答があった。
- ・委員から、調達等合理化計画の実施状況に記載されている「契約審査委員会」と「調達等合理化検討会の推進体制」との関係について質問があり、契約課長から、契約審査委員会は量研における随意契約案件を審査する委員会である旨、調達等合理化検討会の推進体制は調達等合理化計画を作成する際などの量研内における体制である旨の回答があった。

2. 令和元年度調達等合理化計画の点検について

契約課長から、資料 7 に基づき、量子科学技術研究開発機構が策定する令和元年度調達等合理化計画（案）について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

（主な議論）

- ・委員から、調達等合理化計画の推進体制について、調達等合理化計画検討会と契約監視委員会が両輪となって調達等合理化計画を推進しており、実施については調達等合理化計画検討会が、計画に対する結果については契約監視委員会が事後点検を行っている体制であること、また、調達等合理化計画検討会は常時存在しているわけではなく、計画策定時等、随時、対応する組織であるのか確認があり、契約課長から、委員が認識されているとおりである旨の回答があった。
- ・委員から、令和元年度の調達等合理化計画（案）の重点的に取り組む分野で、昨年度の計画から追加した事項について質問があり、契約課長から、組織改正に伴い推進体制の副総括責任者を、総務部長から財務部長に変更しただけで、取組目標は変更していない旨の回答があった。

3. その他

総務部長から、資料 8 に基づき、量子科学技術研究開発機構における平成 31 年度の組織改革についての報告がなされた。

なお、委員から、平成 31 年 4 月 1 日付け財務部長通達「財務部契約課の所掌する契約の範囲について」に記載されている、「(3)その他財務部長が財務部契約課において行うことが適当と認めた業務」は何を想定して設けたのか質問があり、財務部長から、特に何かを想定して設けたものではないが、例えば、拠点の契約課は職員数が少なく、年度末などの繁忙期に対応できなくなった場合等、財務部契約課で援助する等、今後、実際に業務を行いながら柔軟に対応していきたい旨の回答があった。

また、事務局から、次回第 8 回契約監視委員会は 11 月頃に開催し、令和元年度上期の契約内容の事後点検を中心に行う予定である旨の説明があった。

以上